

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 705 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 705 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 5 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 5 月 21 日（火） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉	きみ子
15 番	大嶋	英二
16 番	神谷	登
17 番	鈴木	千代子
18 番	竹内	敬三
19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員） 6 番 大威 千里

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 705 回）

令和 6 年 5 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	非農地判断について	
5	報告 4	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
6	報告 5	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
9	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
10	議案 4	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	
11	議案 5	農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

(久野一弘 議長)

ただいまから第 705 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

なお、6 番大威千里委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の花井信武氏と下谷敏信氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、日程第 6、報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までを事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』から、報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』までをご説明します。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 3 件です。畑が 2 筆、田が 4 筆で、転用面積は合計で 1,556 m²の届出がありました。転用目的は、貸駐車場が 2 件と住宅が 1 件です。

次に、報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 2 頁から 5 頁までの 10 件です。畑が 12 筆で、転用面積は合計で 6,367 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 8 件、分譲住宅と駐車場がそれぞれ 1 件です。

以上の報告案件については、局長専決のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第 3 号『非農地判断について』をご説明します。管理が不十分で農地の再利用等が困難となった土地について、大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領に基づき非農地判断をしたもので、議案書 6 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、非農地判断の面積は 40 m²です。

以上の報告案件については、地区協議会で現地確認と非農地判断をし、非農地判断をした旨を市税務課、愛知用水土地改良区、名古屋法務局半田支局へ通知したことを報告します。

次に、報告第 4 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 7 頁から 8 頁までの 5 件です。畑が 10 筆、田が 1 筆で、面積は合計で 3,853 m²の届出がありました。

次に、報告第 5 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 9 頁の 1 件です。田が 2 筆で、面積は 1,014 m²の通知がありました。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 5 号までについて、質問、意見等はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第7、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の6件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書10頁から11頁までの大府市農業委員会の許可案件6件です。畑と田がそれぞれ7筆で、面積は合計で8,702㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、現在営農している農地に隣接しており、農作業の利便性が向上するため、新たに取得するものです。次に、2番から4番までの案件は、自宅から近く、農作業に都合が良いことから、新たに取得するものです。次に、5番の案件は、農業経営の引継ぎのため、新たに取得するものです。最後に、6番の案件は、経営規模拡大を図るため、新たに取得するものです。

議案の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、竹内修造委員どうぞ。

(竹内修造 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番から4番までの案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

2番から4番までの譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

5 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6 番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

6 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 8、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 12 頁の愛知県知事の許可案件 1 件です。内訳は、畑が 1 筆で、転用面積は 1,427 m²の申請です。

1 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第 2 種農地です。区分の要件は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は共益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものに該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番の案件について、富田勇治委員どうぞ。

(富田勇治 委員)

1 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内に設けた調整池に集水・流出抑制をかけたのち、最終枡を経由して、道路側溝へ放流するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見はございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は『なし』とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 2 号は、委員会の『意見なし』で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第 9、議案第 3 号『基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）』の 6 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号『基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定) について（基盤強化法第 19 条）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書 13 頁から 15 頁までの 6 件です。畑が 11 筆、田が 6 筆で、面積は合計で 10,051 m²の申請です。借り手は、市内の方が 3 名で、いずれの借り手も令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 3 号を採決します。原案のとおり決定する

ことに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第19条の2）』の5件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について（基盤強化法第19条の2）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有し利用権を設定するもので、議案書16頁から18頁までの5件です。畑が2筆、田が8筆で、面積は合計で10,499㎡の申請です。借り手は、市内の方が2名、市外の方が3名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長 9)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11、議案第5号『農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）』の6件を上程します。このうち、申請番号6863番、6864番、6408番、6591番の4件は、私、久野一弘が議事参与の制限に該当する案件となります。始めに、議事参与の制限に該当しない申請番号6080番と5955番の2件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）』のうち議事参与の制限に該当しない申請番号6080番と5955番をご説明します。既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定した案件で、借り手のみを変更するため「農用地利用集積等促進計画」が提出され、農業委員会に意見が求められております。議案書19頁から20頁までの申請番号6080番と5955番の2件です。田が2筆で、面積は合計で3,775㎡の申請です。借り手は、市内の方が2名で、いずれの借り手も令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号6080番と5955番の2件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち申請番号6080番と5955番の2件は、原案のとおり決定いたします。

それでは、議案第5号のうち申請番号6863番、6864番、6408番、6591番の4件は、私、久野一弘が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため退室します。大府市農業委員会会議第5条第2項により、鈴木広子副会長に議長をお願いします。

(会長 退室 / 議長交代)

(鈴木広子 議長)

それでは、議案第5号のうち久野一弘委員の議事参与の案件である申請番号6863番、6864番、6408番、6591番の4件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号のうち議事参与の制限に該当する申請番号6863番、6864番、6408番、6591番をご説明します。既に、公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権をした案件で、借り手のみを変更するため「農用地利用集積等促進計画」が提出され、農業委員会に意見が求められております。議案書19頁から20頁までの申請番号6863番、6864番、6408番、6591番の4件です。田が4筆で、面積は4,538㎡の申請です。4件のうち申請番号6863番、6864番、6408番の3件は、市外の方から久野一弘委員に権利を移転するもので、残りの1件は久野一弘委員から市外の方に権利を移転するものです。いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号6863番、6864番、6408番、6591番の4件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(鈴木広子 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち申請番号6863番、6864番、6408番、6591番の4件は、原案のとおり決定いたします。

久野一弘委員は入室してください。

(会長 入室)

(鈴木広子 議長)

これで、久野一弘会長の議事参与の案件が終了しましたので、議長を久野一弘会長にお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第705回総会を閉会します。